



平成 30 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 宇野澤組鐵工所
代表者名 取締役社長 樋口 勉
(コード番号 6396 東証 2 部)
問合せ先 取 締 役 小楠 雄士
総務部長
(TEL 03 - 3759 - 4191)

監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、本日付にて当社定款第 38 条に規定する責任限定契約を監査役との間で締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査役の氏名 監査役 関本 明

2. 責任限定契約の締結日 平成 30 年 6 月 27 日

3. 責任限定契約締結の理由

当社は、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、本日付にて、上記の監査役との間に、当社定款第 38 条の規定に基づく責任限定契約を締結いたしました。

【当社定款第 38 条】

第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

以 上